

## 2016年度4月入学 一橋大学法科大学院科目等履修生募集要項

### 1. 資格

- (1) 2014年度(2015年3月)に本学法科大学院を修了した者  
※2015年度に科目等履修生として在籍した者で同年度(前期・後期)の授業料を未納の場合は、今回の申請を受け付けません(2015年度中に支払いがない場合は、学則により除籍となります)。また申請資格を有する者は修了後1年以内の者、及び登録期間は修了後1年半と定められているため、2014年度修了生については最長でも2016年度前期までの申請しか出来ません。
- (2) 2015年度(2016年3月)に本学法科大学院修了見込の者

### 2. 履修可能科目及び単位

2016年度後期：問題解決実践 2単位

### 3. 履修期間(※履修期間は学期を単位とします。なお、修了後1年6ヶ月以降の申請は出来ません。)

「1. 資格」の(1)の該当者：「2016年度前期のみ」

「1. 資格」の(2)の該当者：「2016年度前期のみ(半期)」、または、  
「2016年度後期まで(通年)」

※2016年9月にも科目等履修生の募集をしますので、「1. 資格」(2)の該当者は、今回「2016年度前期のみ」に申請し、9月に改めて「2016年度後期まで」の申請をすることができます。

### 4. 申請手続

#### (1) 申請期間

2016年2月15日(月)～3月9日(水) 8:30～17:15(※土日を除く)

#### (2) 申請書類

別紙「法科大学院科目等履修生申請書」、「学生証(兼図書館利用証)交付申請書」(法科大学院資料室カウンターで配布します。)をそれぞれ提出してください。

※2014年度修了生のうち、2016年度後期からの期間延長を希望される方については、学生証(兼図書館利用証)交付申請書の提出は不要です。

※2014年度修了生のうち、2015年10月の科目等履修生申請時に通年(2015年度後期～2016年度前期まで)で申請された方は自動的に期限が更新されるため、今回の手続は不要です。

#### (3) 申請書提出先

法科大学院事務室(マーキュリータワー3階3310室)(郵送可)

## 5. 入学許可

法科大学院教授会において入学許可を決定します。

2016年3月23日(水)13時に、入学許可者を科目等履修生の掲示板に掲示します。

## 6. 授業料

各学期(半期ごと) 14,800円(支払い時期 前期:4~5月 後期:10月)

※上記納入金額は予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。

※授業料の支払いがない場合、学則により除籍となります。

※近年、勘違いによる授業料滞納者が多数発生しております。申請時は必ず、半期・通年どちらを自分が選択したかよく覚えておいて下さい。通年で申請し、後日半期で申請したと勘違いをした結果、残り半期の授業料督促通知が届き事務室に確認してくるケースが増えております。その場合でも当該授業料の支払い義務は生じます。

※通年で申請する方は、前期・後期それぞれで授業料が発生しますので選択時に特にご注意願います。

## 7. その他

科目等履修生は、法科大学院が定める条件の下で、附属図書館、院生研究室(自由席部分)及び法科大学院資料室(ローゼンリーは使用不可)を利用することができます。

なお、法科大学院生としての学生証、自治会管轄の個人研究室については、原則3月18日頃(修了式後)に使用できなくなります。あらかじめご承知ください。

新たに「JK・・・」の学籍番号が付与され、学生証(兼附属図書館利用カード、マーカーリータワー入館機能つき)が発行されるとともに情報処理センターのIDが付与されます。新たなメールアドレスは、「jk・・・@g.hit-u.ac.jp」となります。

2015年度修了者が現在使用しているメールアドレスは、2016年5月末頃までには失効となる予定です。科目等履修生は、通学定期券や学割運賃は、利用できません。

なお、科目等履修生の授業料未納による除籍についても学歴に含まれます。

今後就職先からの学歴照会があった場合には、除籍の事実も含めて回答する事となり、それによってご自身に何らかの問題が発生した場合でも本学では一切対応ができませんので、ご注意ください。(過去にこのようなケースが発生しております。)

2016年1月15日 法科大学院事務室

## 現科目等履修生（2015年度後期在学）の皆さんへ

**2015年度の授業料を未納の方は、至急、納入してください。年度内に納入されない場合は、学則により除籍となります。**

現科目等履修生の在学期間は、各自の申請内容によって異なります。

各自の在籍期間（申請し在学が許可されている期間）は、下記のとおりです。

**2015年度後期まで在学と申請した方で引き続き2016年度前期までの在学を希望されるは、2016年度4月入学募集時（今回）に、新たに申請が必要です。**

また、2016年度前期まで在学と申請している方は、今回改めての申請は不要ですが、在学を取りやめたい場合は、2016年度4月入学募集期間中（2月15日～3月9日）に法科大学院事務室にお申し出ください。（別途書類をお渡しします。）

☆**在学期間**（申請し在学が許可されている期間）  
**<2015年度後期（2016年3月31日）までの方>**

**2016年度前期（4月～9月）の在学を希望する場合、今回の2016年度4月入学募集期間に申請が必要です。（2月15日～3月9日）**

科目等履修生学籍番号 (2015年度後期までの申請)		参考:科目等履修生学籍番号 (2016年度前期までの申請)	
JK150002		JK150010	
JK150009			
JK150014			
JK150016			
JK150017			
JK150030			
JK150064			

2016年度前期までを申請した方は、今回の募集時に改めて申請する必要はありません。ただし、各自の方針が変わって2016年度前期の在学を希望しない場合は、上記2016年度4月入学募集期間に法科大学院事務室にお申し出ください。

取りやめ申請がないと継続扱いとし、2016年度前期の在学が許可され（継続とみなされ）4月下旬以降に前期授業料14,800円が請求されます。